

富津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12第2項第1号並びに法第115条の14第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）に定めるところによる。

(地域密着型介護予防サービス事業の申請者の基準)

第3条 法第115条の12第2項第1号の規定により定める地域密着型介護予防サービス事業の申請者の基準は、規則で定める。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員に関する基準)

第4条 法第115条の14第1項の規定により定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員に関する基準は、規則で定める。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等)

第5条 法第115条の14第2項の規定により定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。